

## 平成21年度 第2回豊山町都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成21年12月18日（金）午前9時30分～午前11時
- 2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室3・4
- 3 出席者 安藤丁士委員、池山武志委員、小坂芳則委員、柴田恵子委員、高桑峯夫委員（以上学識経験者）、戸田久晶委員、谷崎正明委員、尾野康雄委員、熊沢直紀委員（以上町会議員）、林昇平委員（愛知県尾張県民事務所長）、大内博男委員（愛知県尾張建設事務所長）、河野勝信委員（西枇杷島警察署長）  
（欠席）なし  
（豊山町）鈴木町長、豊吉理事、坪井部長、長谷川課長、飯塚補佐、高桑係長、早川主査、菊地主任
- 4 報告事項 （1）市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直し手続について  
（2）豊山町都市計画マスタープラン（素案）について
- 5 その他
- 6 会議資料 （1）住民説明会での質疑と回答について（資料No.1）  
（2）区域区分（市街化区域編入）、用途地域、特別工業地区及び名古屋空港周辺林先地区計画の変更に関する説明会（資料No.2）  
（3）豊山町都市計画マスタープラン策定委員会経過及び協議概要（資料No.3）  
（4）豊山町都市計画マスタープラン（素案）（資料No.4）  
（5）豊山町都市計画マスタープラン策定スケジュール（資料No.5）  
（6）豊山町都市計画審議会経過及び審議概要（参考資料No.1）  
（7）下水道事業について（参考資料No.2）

### 7 議事内容

（開 会）

司 会： 皆さんおはようございます。ただ今より、平成21年度第2回豊山町都市計画審議会を開催いたします。

A委員につきましては、役場内にて他の会議に出席されており、その会議が終了し次第、出席するとの連絡を受けております。ご報告いたします。

会議に先立ちまして会議録の取り扱いについてご説明いたします。

「議事録の作成に関する指針」の取り扱いにつきましては、当審議会では、次のように決定されておりますので、確認の意味も含めまして、ご報告させていただきます。

議事録の作成は「要点筆記」、発言者名は「非公表」として確認させていただいております。

司 会： 会議に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

(会長あいさつ)

会 長： おはようございます。

本日は、年末の大変お忙しい中、当審議会にご出席頂きましてありがとうございます。

日頃より皆様には、豊山町の都市計画行政につきましてご協力を頂き、また、当審議会の運営につきましても何かとご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

本日は、議題でございませんが、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直し手続きについて、また、豊山町都市計画マスタープラン(素案)について、町より報告がございします。よろしくお願ひいたします。

司 会： ありがとうございます。続きまして、町長より一言ご挨拶申し上げます。

(町長あいさつ)

町 長： 皆様方おはようございます。今日は寒さ一段と厳しい中、また年末の大変お忙しい中、当審議会にご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

日頃より皆様には、本町の都市計画行政につきまして格別のご支援ご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本日は、議題ということではございませんが、前回審議会でご報告いたしました市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直し手続きの、その後の経過と、豊山町都市計画マスタープランが素案としてまとまりましたので、今後パブリックコメントを実施し、広く町民の皆様からのご意見をいただく前に、審議会委員の皆様にご報告をさせていただきます。

その他事項としまして、下水道事業についてご報告させていただきますのでよろしくお願ひします。

(資料の確認)

司 会： 本日の資料の確認をさせていただきます。

(定数の確認)

司 会： 本日の会議は、審議会委員の2分の1以上の委員の皆様方にご出席をいただいておりますので、豊山町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会議は成立いたしております。

当審議会の議長は会長に務めていただくことになっておりますので、議事の進行につきましてはよろしくお願ひします。

(議事)

会 長： それでは、これより私が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願ひします。それでは、さっそく次第の3「報告事項」に入ります。

(1)「市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直し手続きについて」、事務局より説明をお願いします。

(資料No.1：住民説明会の質疑とその回答について説明)

事 務 局： ご説明に入ります前にお願ひがございします。説明が長くなると思われましますので、大変申し訳ございませんが、着席にて説明させていただきます。

お手元の資料No.1と資料No.2をご用意ください。

資料No.1につきまは、去る、7月17日(金)社会教育センター視聴覚室、午後7時より「区域区分(市街化区域編入)、用途地域、特別工業地区及び名古屋空港周辺林先地区計画の変更に関する説明会」を開催しました。その説明会の出席者数と質疑と回答についてご報告します。

出席者は21名でありました。質疑及び回答につきましては、資料No.1にまとめておりますので、資料をご覧ください。

住民説明会では5点のご意見を頂きました。順番にご説明いたします。

Q1：1番目としまして、「旧空港地域であるJAXA研究施設予定地周辺はどのような予定であるか。また、市街化調整区域のままであるのか。」とのご意見を頂きました。

A1：回答としましては、「JAXA研究施設が予定されている周辺地域については、愛知県が用地取得し、空港関連施設と試験研究施設として活用される予定となっている。

区域区分については、これまでどおり市街化調整区域のまま土地利用が図られると聞いている。」

Q2：2番目としまして、「線引き見直し（市街化区域、市街化調整区域の見直し）はどのようなのか。また、青山地域に市街化調整区域が集中しているが、この点地域の意見は反映されたか。」とのご意見を頂きました。

A2：回答としましては、「線引き見直しについては、旧空港区域のうち、三菱重工業（株）が取得した地域と空港ビル（株）が取得した地域を市街化区域へ編入する計画で事務を進めている。

市街化区域への編入には、「都市的な土地利用が既に図られている、もしくは、その計画が確実に行われる場合に限る。」という一定の条件を満たす必要があり、高添、神明、金剛などの市街化調整区域の編入は困難と考える。

「地域の意見は反映されたか」については、まちづくりを考える場所として、都市計画マスタープランワークショップを開催し、地域の意見を反映できるように努めている。」

Q3：3番目としまして、「市街化調整区域における民間の開発計画が数多くあると聞いているが、現状、仮に地域住民にとって問題があり、地域的にも問題がある計画であるとしても、町は何も対応しないのか。」とのご意見を頂きました。

A3：回答としましては、「本町の市街化調整区域は、一定の条件を満たせば開発可能な土地であります。

具体的には「住宅、流通業務施設、技術先端型業種の工場・研究所」などの目的での開発は、適正な開発として認められている。

したがって、法律で許容される開発を規制することは困難であり、町の対応はその範囲に限られる。

一方、町としては航空宇宙産業をより一層集積したいと考えているが、その集積のための仕組みは早急に検討しなければならないと考える。」

Q4：4番目としまして、「町民の意見の集約方法、ワークショップの参加者の募集方法、ワークショップの開催実績はどのようなになっているのか。」とのご意見を頂きました。

A4：回答としましては、「都市計画マスタープランの見直しにあたっては、通常、町民アンケートを実施し、町民のニーズの把握に努めるが、今回は、同時に見直しが行われている町総合計画での町民アンケート結果をもとに意見集約を行った。

ワークショップの参加者の募集は広報により行った。同時に本町の全域より参加者を募っていたことから、一部の参加者は地域へ選出をお願いし、全体で31名の参加を得ることができた。」

ワークショップの開催実績は、11月、12月、1月、2月と、月1回の4回開催した。

概要としては、まず全員で町内の町歩き、各自のアイデアの抽出と集約、その実施に向けた手法の提案までを行った。

Q5：5番目としまして、「旧国際線旅客ターミナル地域は市街化調整区域地区計画により土地利用が図られているが、次期、線引き見直し（案）では近隣商業地域で市街化区域へ編入を考えているとの説明があった。

近隣商業地域の建ぺい率と容積率は、それぞれ80%、200%と凡例では記載されているが、その内容で理解してよいか。」とのご意見を頂きました。

A5：回答としましては、「旧国際線旅客ターミナル地域は林先地区計画により建ぺい率、容積率を定めている。当該地域を近隣商業地域として市街化区域へ編入した後の林先地区計画については内容の変更を予定としている。変更の概要としては、一定の建物用途の制限を予定しており、建ぺい率、容積率についても、空港隣接地域でもあることから、現状の60%、200%のままとする計画である。したがって、他の近隣商業地域では建ぺい率が80%としているが、当該地域は60%に地区計画により制限する考えである。」

以上で、資料No.1「住民説明会での質疑とその回答について」の説明とさせていただきます。

事務局： 続きまして資料No.2の説明に移ります。この資料は住民説明会で使用した資料であります。質疑等の説明で使用した図面は裏面に示しております。参考までに確認をお願いします。

会長： （1）の説明が終わりましたが、何かご質問はありますか。

私のほうから1点質問をさせていただきます。

住民説明会での質疑の3番ですが、「町の対応は法律적으로는許容される開発を規制することは、町の対応はその範囲に限られる。」との回答ですが、確かにその通りではありますが、しかし、これ以外に何か手法はないものかどうか、研究されたことはありますか。

要するに、地元の人たちが来てもらっては困るような計画の場合に町として、「法律で認められているので知らないわ」というような答をしてもらおうと住民としては大変ショックなわけですよ。法律的には私権を制限することはできないとは思いますが、そのほか町としてできることは無いかという事を聞いている訳ですよ。

事務局： おっしゃる内容については、これまでも色々な開発計画の中で、問題点として提起されておりました。一般的な開発計画については、特段検討はしてこなかったが、特別な、いわゆる廃棄物処理関連の計画については検討はしてきています。会長がいわれるように、残された市街化調整区域で優良な農地が残っているところが、都市近郊ということだけで開発ができる状況ができております。町としては思いがけない状況であり、住民の皆様からも色々ご相談を受けることもあります。どのようにして制限を加えるべきなのか。もしくはお願いというものからもう少し踏み込んで何ができるのか、どのように制限が加えられるのかということまでも検討をしていかなければならないと考えています。開発区域については、町の財産等もございますので、開発事業者は公の財産を自分勝手に使えるような計画を持ってきますので、町としてどうあるべきなのか、地域としてどうなのか等の町として大きな視点により、妥当な計画で

あるかどうかについてまでも検討しなければならない時代になりつつあると認識しております。今後、どのような規制の仕方があるのか、どのような意見の集約の仕方があるのか研究していかねばならないと考えています。

大規模な開発については、町の意向は反映されやすいと考えられますが、小規模な開発については相当難しい面があると考えています。住民説明会での意見も、会長が聞かれているような趣旨での意見でありました。町としても、地域的に高速道路のインターの1キロ、また国道・県道の幹線沿道に広大な用地が残されているということが、ここ、最近の開発計画に拍車をかけているということで何らかの検討をして欲しいとの趣旨でご質問されたと認識しています。

この資料では、やや冷たい書き方をしておりますが、説明会でのやり取りはもう少しやわらかいやり取りでありましたので、その点誤解のないようお願いいたします。

会 長： 流通業務施設、先端工場研究施設ですが、極端なことを言いますと、このような施設が町の将来から見てもはたして良いものかどうか、公害発生ということがおおいに懸念されるということもありますので、こういうものは大規模開発につながりますので、今言われた町の財産をいかに守るかということで取り組んでもらいたいと思います。

A 委員： 市街化調整区域のところで先程まで農業委員会を開いておったわけですが、農地転用の申請のときに、幸田地区に流通関係のところだと思いましたが、駐車場として農転が出てきまして、インターから1キロ以内、国道から何メートル以内ということで、渋々駐車場ならということで昨年転用を認めたところ、最近さりげなく田んぼ道を通ったら、えらい格好のいい看板が立っておりまして、高さでいうと14メートル前後の建物が立ちますよという看板が立っておりまして、確か物流の駐車場として農業委員会は転用を認めた訳ですが、1年足らずの間に建物が建ってくると、そうした場合に市街化調整区域の中で、目的外使用をされたことになると思われる訳ですが、当然ある一定の面積を超えれば開発許可が必要になると思われますが、開発行為がかかれば当然町のほうで色々なことをなされると、周囲の農民は、今年の台風でもビル風の影響を受けて田んぼの稲が寝てしまうということもありました。本来の農業を行うべき地域に、知らんうちにこういうようなものが建つ。豊山町は農政というものをどのように考えておられるのか。ここにも線引きの問題があるが、逆に市街化区域を縮めて市街化調整区域を増やすのか。都市近郊型農地をどのように確保して、将来どうやって行くのか、農地法が改正されて開発が厳しくなると思われるが、町はどのように農政をどのようにされるか。本当に自然を愛し農地を愛する人のためになるのか。地域が自然体で末永く発展するように知恵を出して欲しいと思います。希望であり願望であります。

会 長： そういったご意見もありますので、頑張ってやっていただきたいと思います。報告事項の(1)についてはよろしいでしょうか。続いて(2)「豊山町都市計画マスタープラン(素案)について」に移ります。説明をお願いします。

事務局： 資料No.4「豊山町都市計画マスタープラン(素案)」についてご説明いたします。

「資料No.4」とA3の3枚つづりの「資料No.4の説明資料」をご覧ください。

説明は説明資料により進めさせていただきます。委員の皆さんはそれぞれの資料をご覧くださいませようをお願いいたします。「資料2」と「資料2の説

明資料」をご覧ください。

### ＜序章 はじめに＞

今回全面改訂を行います豊山町都市計画マスタープランは4章より構成しております。

序章は1ページから4ページであります。

序章では、「都市計画マスタープランの改定の背景」から「都市計画マスタープランの目標年次」までの4項目について記述してあります。

まず、資料2の1ページは「都市計画マスタープランの改定の背景」について記述しております。大きく2点をとらえております。一つは「社会・経済情勢の変化と都市計画制度の変化」であります。もう一つは「名古屋空港の機能転換」であります。

続きまして、2ページには「都市計画マスタープランのあらまし」について記述してあります。冒頭「都市計画マスタープランとは」としてマスタープランの法的、町計画での位置付けを明確にしております。「都市計画マスタープランの構成」では内容の構成として、三篇構成であり ①現況と課題 ②全体構想 ③地域別構想 となっております。

「都市計画マスタープランの策定方法」では、3ページに策定体制図を示しておりますが、今回の見直しに当たっては、策定委員会方式、愛知学泉大学との官学連携、地域別のワークショップの実施による住民意見の反映という、これまでにはない、計画策定の初期段階より、多様な意見の反映を意識して、このように新しい取り組みを導入してきました。

4ページの「都市計画マスタープランの目標年次」につきましても、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、10年後の整備目標を示したものであり、計画期間としましては、平成22年～平成32年としております。

### ＜第1章 豊山町の現況と課題＞

第1章 豊山町の現況と課題に移ります。該当のページは、5ページから24ページであります。

この章では豊山町の現況と課題について記述したものです。

まず、5ページは「1. 歴史・概要」、6ページは「2. 広域立地特性」、7ページから15ページまでが「3. 都市の現況と課題」、16ページは「4. アンケートからみた都市整備のニーズ」、18ページは「5. 社会潮流」、20ページは「6. 上位計画・関連計画の概要」となっております。

特に社会潮流については、本町も避けて通ることはできない具体的な課題として5点取り上げております。

まずは大きな課題として、①少子高齢化と人口減少社会 と②地球環境にやさしい環境負荷の低減の問題です。そして、身近な自治体の課題としての③住民参画と協働のまちづくり、④安全・安心への意識の高まり、そして⑤個性的な地域づくり であります。

町の計画作りにはこの社会潮流を無視することはできません。

23ページには、これらの現況より、まちづくりの基本課題として、その基本的な視点を3つ抽出しております。視点1として「活力」、視点2として「暮らしやすさ」、視点3として「時代の要請」の3点であります。

### ＜第2章 全体構想＞

第2章に移ります。25ページから72ページであります。

この章では、まちづくりの基本理念・都市計画の目標から個別の都市施設

の整備方針までを全体構想として記述したものです。

まず、25ページ、まちづくりの基本理念・都市計画の目標についてですが、現在策定中である第4次総合計画では、基本理念を「小さくてキラリと輝くまちづくり」とし、まちの将来像を「にぎわいとやすらぎのアーバンビレッジ」としています。26ページでは、本計画においても第4次総合計画の理念、将来像から導き出される、まちづくりの基本理念を「活力のあるまち、暮らしやすいまち、時代に向き合うまち」と定め、それぞれの具体的な目標を示させていただきました。

27ページでは、将来フレームについて記述しております。目標年は平成32年としております。

人口は総合計画の数値を採用し1万4千8百人、世帯数6千2百人としました。市街地の規模は349haから386haへと拡大するとしていますが、この内訳としましては、住居系11ha、工業系22ha、商業系4haの市街地の拡大を想定したものです。

続いて将来都市構造についてです。30ページから38ページが該当のページとなります。

将来都市構造とは、まちづくりの基本理念・目標を具体化し、都市の基本構造として示したものが将来都市構造であります。

将来都市構造の具体化にあたっては「5つのねらい」を示し、それに対応した「10の方針」を示しております。

「5つのねらい」としては、①産業立地の受け皿、人口の受け皿をつくる、②「暮らしやすさ」「安心・安全」を都市の形として示す、③空港とのつながりを都市の形として示す、④都市機能をコンパクトに集約する、⑤「農」「食」という視点からのまちづくりを表現するであります。

ねらいに対応する「10の方針」としては、①広域交流拠点を、都市型総合空港である県営名古屋空港と大規模集客施設地区に集約配置する。②空港と一体化した航空宇宙産業を核として、産業振興拠点を集約配置する。③空港機能を活かした広域防災拠点を配置する。④名古屋市中心卸売市場北部市場の特性を活用し、新たな付加価値による「食の拠点」として位置づける。⑤名古屋市中心卸売市場北部市場と広域交流拠点を結ぶ「にぎわいの軸」を形成する。⑥既存の商業、公共公益施設の集積を活かし、日常の買い物やコミュニティ形成、文化活動等の拠点と軸を形成する。⑦幹線道路と河川を活用した「自転車・徒歩」の軸を明確にする。⑧身近な水と緑を活用して市街地内の潤いを創出する。⑨建物用途の純化と建築物の高さ制限による、暮らしやすい市街地環境の維持・増進を図る。⑩市街化調整区域の農地を保全し、市街化区域内の農地は地域還元型として活用する。であります。

将来都市構造図は資料に示した通りとなっております。

土地利用の方針に移ります。39ページから49ページまでが該当のページとなります。

土地利用の方針は大きく市街化区域と市街化調整区域の区域区分毎で記述しております。

市街化区域については、住居系、商業系、工業系について記述しております。それぞれ、その土地のこれまでの経過や周辺の地域特性を意識してそれぞれの土地利用の方向性について記述しております。

住居系土地利用としては、4つの方向性を示しております。①土地利用維

持ゾーン、②土地利用転換促進ゾーン、③土地利用再編ゾーン、④沿道住宅地区であります。

商業系土地利用につきましては、3つの拠点地区を形成することとしております。①広域交流拠点地区、②沿道商業業務地区、③地域商業拠点地区であります。

工業・物流系土地利用につきましては、航空宇宙関連産業、物流業務として工業地区としての土地利用を図ることとしております。

公共公益的土地利用につきましては、地域交流地区として役場周辺と神明公園周辺について土地利用を図ることとしております。

市街化調整区域については、農業系土地利用として①農業系、②暫定農業地区として、また、市街化調整区域の都市的土地利用として産業立地誘導地区について方針化しています。

土地利用の方針図については資料にもお示ししておりますが、49ページにも載っております。

続いて道路交通体系の整備方針に移ります。50ページから53ページまでが該当のページとなります。

道路交通体系整備については、①広域的な道路ネットワークの形成、②都市の骨格をなす道路ネットワークの形成、③公共交通、自転車、歩行者ネットワーク軸の形成、④安心・安全・快適な居住環境の形成 の4点を基本的考え方としてその整備方針について記述しております。

公園緑地の整備方針に移ります。54ページから59ページまでが該当のページとなります。

公園緑地整備については、現状、公園が不足しておりますので、公園を整備するための配置方針とその規模について記述しております。

まず、公園を「休養・遊び・都市と緑のオープンスペース」と位置付け、ゆとりある空間を創り出すとしています。規模としては、街区公園規模、約『2千5百㎡から3千㎡、位置としては、誘致距離250m、低・未利用地と人口の増加が見込まれる地域としております。その他には、既存施設の活用、緑のネットワーク形成について記述しております。

河川・下水道の整備方針に移ります。60・61ページが該当のページとなります。

基本的考え方としましては、①親水機能、自転車・歩行者通行機能に配慮した河川、水路の整備、②快適な居住環境形成に資する下水道整備の促進の2点です。河川の整備方針としては、「大山川沿いに自転車、歩行者が安全で快適に通行し、水辺空間を楽しめる整備を図る。」としております。下水道の整備方針としては、「円滑に整備促進を図る」としております。

市街地整備の方針に移ります。62ページから64ページが該当のページとなります。

基本的考え方としては、①地区計画制度の活用により公共施設の適切な誘導、②小規模な土地区画整理事業と一体をなす公共施設整備、③開発指導要綱の充実 の3点です。

既成市街地における市街地整備の方針としては、①狭あい道路の改善、②低・未利用地の活用による広場の確保 です。

市街化進行地域における住宅市街地整備の方針としては、①主要な生活道路、公園については個別事業として整備推進、②低・未利用地が多く残る地



域では、土地区画整理事業等により道路・公園の一体整備を行うというものです。

産業系市街地の整備方針としては、市街化調整区域における新たな産業用地需要が高く、事業性が見込まれる地区では、市街化区域への編入を基本としつつ、周辺の住環境への配慮と調和を図りながら、計画的に産業機能を誘導するとしております。

景観形成の方針に移ります。65ページから67ページが該当のページとなります。

基本的な考え方としては、「点」「線」「面」の景観特性を踏まえた景観の保全と形成です。具体的には①町の「顔」をつくる（空港、北部市場、大規模集客施設）、②良好な沿道環境をつくる（幹線道路沿道の緑化）、③うるおいのある市街地景観をまもり・つくる（質の高い住居環境の形成、工場独特の景観への配慮）、④緑豊かで秩序ある田園風景をまもり・つくる（神明公園を緑の拠点として充実、農地の保全による田園景観の保全）の4点を基本に景観を形成すると記述しております。

環境共生・防災・人にやさしいまちづくり方針に移ります。68ページから70ページが該当のページとなります。

環境共生のまちづくりの方針としては、①過度に自動車に依存しないまちづくり、②「涼しいまち」「生きもののいるまち」へ向けたまちづくり、③水の循環が保たれたまちづくり、としております。

都市防災の方針としては、①水害に強いまちづくり、②地震・火災に強いまちづくり、③歩行者、自転車に優しいまちづくり、④防災拠点の整備としております。

人にやさしいまちづくりの方針としては、①バリアフリーのまちづくり、②憩い・交流できるまちづくりとしております。

住民参加・地域協働に関する方針に移ります。71・72ページが該当のページとなります。

基本的考え方としては、住民・企業・行政の3者の役割分担を明確にすることで、それぞれの参加を促進するというものです。

住民参加の促進方策としては、①生活道路、公園、緑道整備などの計画立案における住民参加（ワークショップの開催等）、②道路、公園、河川の維持、美化や農地活用などにおける住民参加（美化や維持には住民参加の仕組みを支援）、③土地活用や適正な土地利用に関する住民の知識向上への取組み（まちづくりを学ぶ場の充実）などについて記述しております。

### ＜第3章 地域別構想＞

第3章に移ります。73ページから88ページであります。

地域別構想とは、「全体構想」で示した「都市構造上の位置付け」「土地利用の方針」「主要な都市施設に係る方針」を踏まえ、地域レベルのまちづくりの方針を定めるものです。

この章では、小学校区を基本とした、それぞれの地域のまちづくりの地域別の構想を記述しています。

地域別構想の策定方法としましては、①地域住民の参加によるまちづくりとして、策定にあたり、地域住民によるワークショップを5回開催し、まちづくりのアイデアを抽出しました。また、②重点的まちづくり施策の提案と

して、住民のアイデアをまちづくりのアクションプランへと発展させました。

地域区分としては、①小学校区単位の3地域へ区分しました。したがって、新栄小学校区、豊山小学校区、志水小学校区の3地域となっております。

それでは、具体的に地域別構想についてご説明いたします。

#### ＜新栄小学校区＞

まずは、新栄小学校区であります。75ページ79ページまでが該当のページとなります。

新栄小学校区の地域の課題といたしましては、6点あります。①（都）空港中央線沿道に良好な市街地を誘導しコミュニティの活性化によるにぎわいの軸づくり、②住宅地としての良好な市街地形成の誘導、③市街化調整区域の秩序ある土地利用、④空港、既存航空機産業と一体となった産業立地の誘導、⑤コミュニティ拠点の形成、⑥身近な緑の充実と河川を活用したネットワーク形成です。

この課題から導き出される地域づくりの目標としましては、「先端産業、暮らしやすい市街地環境、優良な農地が調和したまちづくり」であります。

この目標を具体化するための、地域づくりのアクションプランとしては、①企業立地促進（航空宇宙産業、空港関連企業の集積）、②栄・東川地区の市街化促進とまちかど公園整備（区画整理事業、地区計画制度を活用した、面整備による検討）、③国道41号西側地区におけるまちかど公園整備（既成市街地で不足するオープンスペースの確保）、④水と緑の軸づくり（大山川から神明公園への歩行者・自転車道路の整備）の4項目示させていただいております。

また、地域別構想図としては、資料にも示させていただいておりますが、計画書の79ページにもなっております。

#### ＜豊山小学校区＞

続いて豊山小学校区であります。80ページ84ページまでが該当のページとなります。

豊山小学校区の地域の課題といたしましては、4点あります。①大規模集客施設を核とした広域交流機能の増進、②幹線道路沿道でのにぎわい軸の形成、③既成市街地での安全で快適な市街地環境の維持・増進、④住宅地としての良好な市街地形成の誘導です。

この課題から導き出される地域づくりの目標としましては、「にぎわいと暮らしやすい市街地環境が調和したまちづくり」であります。

この目標を具体化するための、地域づくりのアクションプランとしては、①幹線道路沿道でのにぎわいづくり（伊勢山交差点周辺地区を地域商業拠点として整備）、②神戸地区の市街化促進とまちかど公園整備（区画整理事業、地区計画制度を活用した、面整備による検討）、③安心して歩いて楽しめるまちづくり（古い町並みを活かし、また、狭い道路の解消による、安全なまちづくり）の3項目示させていただいております。

また、地域別構想図としては、資料にも示させていただいておりますが、計画書の84ページにもなっております。

#### ＜志水小学校区＞

最後に、志水小学校区であります。85ページ88ページまでが該当のページとなります。

志水小学校区の地域の課題といたしましては、3点あります。①「食の流

通拠点」の有効活用、②既成市街地での安全で快適な市街地環境の維持・増進、③住工の土地利用混在の解消と良好な市街地形成誘導 です。

この課題から導き出される地域づくりの目標としましては、「身近な緑と暮らしやすい市街地環境が調和したまちづくり」であります。

この目標を具体化するための、地域づくりのアクションプランとしては、①良好な住宅市街地の計画的な形成と農地と一体化した公園整備とによる「農のあるまちづくり」（住宅地と農地、倉庫・工場、戸建住宅と中高層マンションの混在の解消による良好な住宅地の形成）、②主要生活道路の整備・改善による歩行者・自転車の安全確保（地域を縦横断する生活道路の整備改善による、地域の安全確保）の2項目示させていただきます。

また、地域別構想図としては、資料にも示させていただきますが、計画書の88ページにもなっております。

長くなりましたが、以上で「資料4」豊山町都市計画マスタープラン（素案）の説明を終らせていただきます。ありがとうございます。

会 長： この素案は議決を受ける提案ではございませんので、皆様方フリートーキングで結構でございます。忌憚のないご意見をお願いします。如何でしょうか。マスタープランは10年20年を見据えた計画ということでございますので、頭の中でどういう町にしたらいいのかを頭の中に描いていただいて話をしていただければよろしいかと思っております。

A 委員： 色々な将来展望というものがあって、頼もしい展望だと思います。安全で潤いのあるまちづくりということでございますが、つまり子供が一番楽しく道路で遊べるようなまちだと思いますが、軽四しか通れないような道路の中で、通学で傘をさして行くときに果たして安全で潤いのある道路というものがいえるのかどうか、面とか何とか言ってカッコいいことは書かれておるわけなので見過ごし易いんですね。区画整理事業についても、何か小規模、小規模と書かれておるわけですがけれども、昔の耕地整理の後を側溝を付けて、それなりの道路ができる、それが小規模の区画整理かなと思うわけです。肝心の豊山町の1万5千人の住民の大半が住んでおる細い道路、これは以前から区画整理云々と言われておるわけですがけれども、豊山町として都市計画マスタープランの中にきちっとした区画整理という言葉は出てこない。そういうものをせずに、ただ他力本願で県道を造ってくれ、国道を造ってくれという他人の予算で広い道路を造ったから良いなんて言うのは本末転倒ではないかと思うんです。実際、豊山町として区画整理事業をやる意思が有るのか無いのか、例えば現在都市計画税をとっておられるわけですがけれども、あれは下水道のためにとということで話は聞いております。しかし、他の市町村においては下水道事業はそれぞれ個人のお家に対する面積に応じて費用が徴収されておるようです。豊山町はやらないということで都市計画税でやっておることです。考えてみれば市街化区域に土地を持っている人は他の市町村の例を見れば下水道の負担金を払わなければならないと、市街化調整区域の人は払わないというようなことだと聞き及んでおるわけです。坪500円から7・800円までと色々あるそうです。豊山町は住民に対しては格好のいいことを言って、たまたま、下水道事業については都市計画税を取った。本当にやらなければいかん区画整理についてはやろうとしないのか、こういったプランに一度もあがってきておらん。十数年前に東川ののところから三菱までのところのミニ区画整理をやろうとして立ち上げかけておった。あれも

上手くいかなかった。つまり、それだけの狭い範囲内であっても当時は虫食い状態ではなくてできる状況にあった、すぐ言われるのは、三菱の関連するところを外してやるとか、非常にせこいことしかやらない。このあたりは非常に疑問を持っておる。何故、こういうマスタープランにそういうことが出てこないのか、例えば何年を目途にやりたいことについては企画立案、線引きをやると、あるいは、やりたいということが上がってきてもいいと思うんです。

会 長： いいですか、私。いまA委員から言われたように、豊山町の旧部落の中はなかなか権利関係が難しく立ち上げが難しいと思うんですよね。理想としては確かにきれいで安全に車が通れるということだと思うんですが、昔からの旧部落の中では、おそらく我々ところでもそんなそうなんです、町がこれだけ土地を削ってくださいよと言ったら、すべて計画は立ち消えてしまうことになると思うんですよね。

区画整理事業でも民間と公設の区画整理事業というものがあると思うんですけれども、民間ではおそらくできないと思うんですよ。かといって、町でやるとすれば、どこに保留地を生み出して、売却して町のお金で手当するということはおそらく百年たっても旧部落の中ではできないと思うんですよね。今ここで言われているのは、10年20年後のところ、今、町の中で無秩序な開発をされないように、このプランで歯止めをかけておき、そして外枠が埋まったところで我々が死んだ後、また次の世代の人たちが考えていただくということでない、おそらく、今立ち上げたとしても、これもやりあれもやりでは大規模な事業であれば職員がどれだけおっても足りないと思うんですよ。ですからA委員が言われたことは、今後の引継ぎということにさせていただいて、町のほうもおそらくパンクしちゃうんです。

A 委員： 私もそういう意味で、今日明日やれという訳ではなくて、やはりこういうプランの中で将来旧市街地の中をどのようにして、まっすぐに基盤の目のようにメッシュをいれたようなことはできないので、道は多少こういうふうになっても、大型消防車が入れるような環境を整備して欲しいということです。簡単にはできないが、だけどころに命を懸けてやって欲しいということです。

会 長： それほどの気概を持ってやって欲しいというA委員の希望ということですね。それでは町長さん。

町 長： 先程、確かに会長さんからも言われましたし、A委員からの意見もございました。市街地整備の方針というものは61ページに書かれています。建築基準法上、建物を建てる時には、中心線から2mセットバックするという、これが今義務づけられておまして、おいおい新しい建物に替えられる場合については、そのような方向に進んでおりますが、本町の下水道につきましては、今は都市計画税を使わせて頂いておりますが、先々には当然ながら道路整備あるいわ公園整備、こういうところへの方向づけもしていかなければならない、まずは今の計画の期間については、こういうふうに、先程会長が言われましたように、町の中を虫食いにされてはいかんで、ある程度たがをはめておかなければいかんで、こういうのが主体でありまして、重々言われることは分かっておりますし、当然ながら地域の方のご了解、財政的問題、を持ってやらないとなかなかできない。本来でいうと、都市計画税をもっと早く皆様方からご負担をいただいて、下水道の前に改正するべきだった

とは思いますが、なかなか実際には、平成13年に下水道が始まりまして、実際に下水の手数料をいただきましたのは平成19年からということでございまして、先々のことにつきましては視野に入れながら今の状態で、どこまで制限をかけて保持しながら先を見据えるか、これしかないと思っておるわけです。総論的には皆さんが言われたことは重々承知しております。

まあ、こういう中で、実際名古屋市の守山区では50年経って始められたということもございまして。非常に年月のかかる話でございまして。100年かかっても難しいかもしれません。がしかし、気持ちとしてはそういう方向に持っていかなければならないと思っておるところでございまして。特に豊山町を3つに区分した中で、3分の1は飛行場エリア、また3分の1は住宅、残り3分の1の国道から西側は商業か工業エリア、そういうものも考えなければこれからのまちづくりは難しいだろうと思っておるわけです。皆様方のご意見は本当に貴重なご意見としてこれからの課題に取り組んで行きたいと思っておるわけです。

会 長： 皆さんご意見ありますか。

B 委員： 少しよろしいですか。区画整理の話が出ましたので、区画整理という言葉が2箇所入っていますね。地域づくりの3)アクションプランの②で栄・東川地区ですか、ここで区画整理事業が入っていますね、それから豊山小学校区と同じく②の神戸地区ですかそこにも区画整理事業とあるんですが、これはある程度、想定される区画整理の地域というのがあるんですか。

事務局： 平成になった頃から市街化促進地区ということで、自治体の要望として3地区を要望し指定させていただきました。それは従来のお話ではありますが、場所としては役場北側の栄・東川地区、もう一つは名古屋市隣接の野田地区、もう一つは神戸地区の3地区であります。これは共通して市街化農地がたくさん残っていた地域を順次区画整理等で街区の整備をやっつけようとして位置付けておりました。しかしながらA委員からも言われたように、栄・東川地区では研究会等をやったわけですけれども、初期段階でなかなか合意が得られなくてスタートしなかったという経過がございました。一方、今までどうだったのかということになります。これでよかったのかというこれまでの反省に立って、実はどんどん農地がですね、当然市街化農地でありますので相続やら財産管理の問題で転用されたり人手に渡ったりして、民間開発の住宅開発がどんどん進んでおります。これが現状としては虫食いの状況にすごくなりつつあるので、町としては、都市計画マスタープランの一番の念頭に置いたのは、狭あいな道路という課題もありますが、まず防災上皆さんが何かあったときに、集まれる空気を公共側で積極的に整備しなければいけないだろうと、それをどのように整備するかという手法の中で公園というものを防災上位置付けた皆さんが使える公園というものを、大きなものではありませんが、そういうものを一度位置付けをして、そこへ行く経路について面的に道路を位置付けられないかということをおこの中で言っておきまして、実はミニ区画整理という言い方をしている訳です。町側の方でこういうところに公園整備の可能性がありますよと、そうした場合にその地域の方々がどういう経路で移動なされて、ということをお想定しどこの道路をどうしたらいいのかということをお町側が積極的に提案できないかというイメージです。

通常区画整理ですと皆さんで道路・公園用地を出してくださいよということになります。町側で計画をたてて、出来る限り安価で土地をわけてい

ただきながら地域のまちづくりができないかと考えているわけでありまして。市街化がどんどん促進されて、旧の市街地のように狭いなまちなちにならないようにということで提案させてもらっているものです。それぞれ栄の地区もそうですし、神戸の地区でもまだまだ公園を整備して周辺道路を一定程度整備すれば登下校の安全性も確保できるでしょうし、地域住民の方にとっても生活道路として安全確保ができるのではないかとということを提案させていただいております。

今後逐次面的なものを図化しながらやっていけないかなということを提案させていただいております。ワークショップで地域の皆さんからそういうご意見がすごくたくさんあったんですね。子供さんが遊べる児童遊園が狭いなものですから、もう少しのびのびと遊べないかというご意見。もう一つは通学路についてももう少し安全な通学路として確保できないだろうかというご意見。そういうものからは町としてできることは、面整備に積極的に関わるといっていいのではないかと考えたわけです。これまでは区画整理どうでしょうか、皆さん賛成してください。という手法は難しくなっているということで、町の方からある一定の街区、例えば5千㎡なり6千㎡の街区の中で道路・公園というものを提案してやっていく手法を検討させていただくというものです。

また、この街区内では地区計画により道路後退については制限を加えるなどの手法も含めて同時に検討させていただけないかなということをイメージして書かせていただいております。ですから、具体化はしておりません。これから具体化させていただけないかなというものです。

B 委員： 地理感が無いので申し訳ないが、おっしゃるところの位置はどこでしょうか。

事務局： 申し訳ございません。栄・東川地区は役場の背後の地域となります。この地域は田畑が宅地化され、同時に基準法に合致するためだけの差し込み道路が造られておりますので、道路・公園の整備する街区として提案できないだろうかということなのです。

B 委員： 具体的にどこですか。地理に不案内なので。皆さんは分かっておられるだろうと思いますが。

事務局： 特定の街区として示してはおりません。

B 委員： 栄・東川地区というのはどのあたりなのでしょう。

事務局： 三菱重工までの一体の地域です。

B 委員： ここなのですね。分かりました。それではこちら（神戸）の地区はどこですか。

事務局： 名古屋市に隣接した田畑がたくさん残っている地域であります。

B 委員： このあたりですね。今混在しているところですか。はい、分かりました。

会長： 時間が差し迫っておりますが、申し訳ないですが、私も簡単に76ページの関係で検討できないかなということで申し上げるわけですが、41号線の左側と西春線沿い市街化調整区域は、今はまだ虫食い状態になっていない区域なのですが、ここのところに集落と10mも離れていないところに工業的なものを持ってくるということが図面に落としてあるわけですが、せっかくの優良な農地をつぶしてまで都市的未利用地を活用して街角公園を持ってくるとして大きく丸が打ってあるのですが、この部分についての考え方。それと豊山町の緑被率はどのくらいですか。要するに10年前と今と思うと緑被

率が20%ほど落ちていると思うんですね。一方では優良な農地を残すといながら、もう一方では工業的なものを造るということで図面が示されておる。したがってここでこの部分にまで優良な農地をつぶして公園を造らなくても、そこのところへ公園を造ったらどうかということが検討できないかということ。それから10年後にプールとグラウンドが果たしてこの場所に立地していいのだろうかということ。これからはこの地域に先端技術の工場等が立地してくれば、このところはまさしく固定資産税を生むお宝なんですよね。こういったところに公共施設を置いておかなければならないものだろうかということ。それから、コミュニティ活性化によるにぎわいの形成ということが書いてあるのですが、現実問題ですと役場と社教センターの二つしかないんですね。真ん中に図書館とか美術館とか文化小劇場などのそういったものがある、コミュニティ活性化によるにぎわいの形成ということになってればいいんですが、現実問題としてこのところにそういったものが、10年後にできるということはかなり疑問に思っているわけです。プールやグラウンドはここに置いておかなくても、こちら側の市街化調整区域の田んぼになっているところですね移して、例えば極端なことを言うと、工場等に売ってその資金でもっと違うところで一体として造るという考え方はできないかどうか。そういったところはどうか。

事務局： 一点目の産業誘導を市街化調整区域にどうかという提案をこの素案の中で提案させてもらっています。一つの地域としては神明公園の周辺地域。区画としては十数haの規模もう一つは西春線の南側、北名古屋市に隣接しブルーに塗ったところの二ヶ所の市街化調整区域の所でありながら水色に塗ってあるところ。特に会長が言われているのは、北名古屋市に向かった西春線沿道のまったく手がついていない農地の地域について、住宅地にも隣接しているので、適正なものかどうかというご意見だと思います。素案では、大きな工業系フレームの中で、この二つの地域を工業利用するというで提案はしておりません。もう少し小さい面積でフレームとしては提案しております。神明地区の場合は大規模工場、研究施設に隣接しておりますので、可能性としては極めて高いだろうと思っております、その地域には色を付けさせてもらいました。高添地区について色を付けさせてもらったのは、現状、開発の圧力が強いものがありまして、経済状況が若干下向きですので、今は少しおとなし目になっていますが、これがまた、一定程度好転すると、虫食いで開発が進むのではないかと想定をしています。そうであれば町の方で開発について選別する方策はないかということ提案をさせていただいたものです。その中には会長が言われた公共施設を大きくここに移動するということまでは念頭になかったということです。一方、高添地区に〇〇企業が来そうだということ念頭にイメージした訳ではありません。ただ現状の社会的背景の中で難しい地域になりつつあるので、逆にそうであれば先手が打てるような状況を都市マス上に位置付けた方がいいのではないかと考えたものです。ただし、会長が言われたように町としてこの地域に工場がいいのかということ自信を持っていえる状況ではありません。その意味では神明地区と高添地区では思いとしては若干強弱があります。ただし、この地域に公共施設があるということにつきましても、私の個人的な見解ですが、悪い地域ではないと考えます。大きな区画がきちんと残っておりますので。ただし、都市計画マスタープランの中で、公共施設をここまで動かすというようなこと

は、内部的な検討がされておられませんので、そこまで思い切った話にはできない状況であります。高添地域については、もう一度土地利用の今後のあり方については、もともと住民説明会でのご意見もあり、地域的にご心配の声もありましたので、少しこの部分の記述について、内部的に論議の活性化をしなくてはいかんかなあと思います。そもそも、地域的に道路狭い一本で隣接していますので、都市マスに書き込むことによって、開発の圧力がより強まるようなことを町としては歓迎はしていません。そういう意味ではもう少し慎重に対応していかなければならないだろうと考えます。

もう一つ、公園を調整区域に持ってくるという話をしておりますのは、この地域の中で公共的な空地が創出できないので、できたら隣接地に公園を配置しながら、開発された場合も緩衝帯として上手く機能しないか、もしくは公園が邪魔で変な開発ができないようになりわしないかということをおっしゃっていただいておりますが、そうした部分ももう一ひねり必要だと考えます。現在は素案ですので改めて検討することとします。最後に都市マスを認めていただくときには、これまでの経過も含めてご説明しながらご理解をいただけるように進めさせていただきます。

続いて、「にぎわい」についてですが、町としては役場から社会教育センターに向かっては、立派な県道が整備されました。仮に空港が以前のままであったとすれば、相当の交通量が見込まれたと思いますし、建物も相当立ち並んだのではないかと考えるところです。空港の機能転換と空港中央線の供用開始が同時だったこともあり、現状は以前と変わらない状況ではあります。今後、町役場の前面道路である以上、今後も地域の皆さんがにぎわえるようなものができたらいいのではないかと考えるところです。社会教育センター、プール、グラウンドなどの公共施設が立ち並んでいますので、町としては公共ゾーンとしての軸はこの沿道になると考えますので、そのように記述させてもらっているものです。無理があるのではとのご意見ですが、町としては集積が進み、今後についても、積極的に関わっていかなければならないだろうと考えています。

町長： 会長が言われた全体的な計画とかいうものは当然ながらわれわれは視野に入れなければならないと考えます。これも10年先にはこうだというようなことではありますが、この先々には修正することも当然出てくるでしょうし、経済情勢が変われば状況も一変すると思いますので、その時はまた手直しが必要だと考えているところです。

事務局： 答弁が漏れておりました。緑被率についてご質問がありました。緑に覆われた面積についての数値は統計上把握していません。ただし、土地利用からは解析したものはございます。市街化区域が349haあります。現状農地として残っておりますのは全体で46haあります。公共緑地といわれる児童遊園、町の公共施設をあわせたとしても、市街化区域では緑地は16.4%しかありません。市街化調整区域、空港は除いてですが、99haあります。その中で残っておる農地は37haであります。ここには道路、水路の公共施設は含まれていませんので純粋に農地の面積といえます。約41%であります。町全域での緑の状況はこのような状況になっております。市街化調整区域であったとしても30%以上の土地が埋め立てられたりして農地以外の土地利用をされている状況であります。会長が言われているのは、緑の潤いをどのように考えるのかということをおっしゃっているのだと思いますが、こ



の状況で農地を開発すれば10ha単位で緑が少なくなるわけですから、このことが町としてどうなのかということが言われておるわけです。町としてやむを得ず産業誘導する地域とあまり積極的でない地域とがあるわけですから、先ほど農業委員会の会長からもそのようなご意見がございましたので、改めて一定の地域について、果たして産業誘導が妥当なのかどうか、地域的に問題がありわしないかどうか、考えさせていただきたいと思います。

C 委員： 83ページに狭あい道路を見直し安全なまちづくりを進めますとありますが、どのような手法によるのか説明をお願いしたい。

事務局： 今でも手法としてはあるのですが、建築基準法で定められたセットバックというものです。部落内の道路では3m～4mの道路が多くあるのですが、その道路が問題あると考えています。このような狭あい道路については、建物を建て替えるときに前面道路の中心線から2mの範囲で敷地を控えることで、最終的には4mの道路が確保されるというものです。この控えることをセットバックというんですが、このセットバックしてもらった土地の取り扱いをどうするのかということ町として決める必要があります。他の団体でもこの取り扱いについては色々あり、例えば寄付をしてももらうところもありますし、購入するところもあります。購入する場合は自治体としては安価でお願いしたいと考えていますし、地域的なこともあります。ケースバイケースまたは決め事として自治体が決めなければならないことも多くあります。このようないわゆる2項道路と言われる手法を積極的に活用することを検討していかなければならない時代になってきたと考えております。

2項道路は、建築時の義務として守られていると考えますが、その後の土地の取り扱いが、私有地として残っていますので、そこに石を置かれたり、塀を造られたりして結果として道路が以前のままの狭い道路に戻ってしまうということになっていますので、そのあたりについてどの程度地権者の合意が得られて、町として負担ができるのかということを検討し、実施するという事で少しずつ解消できたらと考えているところです。それ以外に、道路を5mにしますので建物を取り壊してくださいとか、区画整理のような手法は多分なかなか厳しいだろうと考えています。

C 委員： 理屈は分かっているのですがなかなか行動に移されない状況で、これからもどんどん行くような感じをしておるからね、これじゃ解決はしないですよということを言っておるのであって、建て直しをされる所はどこがそうなるのか分からないですし、セットバックをされたところも塀を建てられたりしているわけでしょ。結局、セットバックしても法律か条例かは知りませんが、決まっておっても、仮にきちっと守られたとしても、いつになったらきちっとした道路になるか分かりませんよ。そうであるのであれば、一部でもいいので、町で用地買収をするなり寄付をお願いするなりの手法をもって、その都度やっていかなければ前に進んでいかないと思うんですよ。ですから、きれいな文書、きれいごととしか思えないんですよ。ある程度拘束力を持った用地買収なり譲渡なり安価な価格でお願いできるように、町が姿勢を強めてやって欲しいものです。これまでも一般質問でやらしてもらっていますが、結局うやむやで、どんどん先送りですよ。前の会議でも農地整理のままでおかしいかという話もさせてもらったわけですが、それと一緒に先送りですよ。せっかくセットバックしてもらってもそのままでは意味ないじゃないですか。都市計画税云々という話もさせてもらっているわけですが、下

水道にとりあえず充当されるということですが、本来ならば町道として購入は積極的にやっつけていかないかと思えますよ。

会長： それぞれマスタープランはこれに向かって将来10年、20年後を見すえて、これから町がやっつけていかれるということで。ご理解をいただきたいと思えます。

町長： 当然ながら、狭あいなところにつきましては、都市計画税はいま0.2%でお願いをしていますが、0.3%頂戴して物事かかれば多少なりとも余裕ができれば可能となりますが、これは先々の話でございまして、当然ながら、ここにも議会の先生方がお見えになりますので、またお知恵を貸してください。

会長： よろしいでしょうか。時間も色々私もしゃべってしまっただけで時間も経ってしまったところもございしますが、何かよろしいでしょうか。まちづくりは大切なことですし、マスタープランをこれから着実に進めていただきますように一丸となって頑張ってくださいということで、今日の会議は閉じさせていただきます。ありがとうございました。

事務局： その他をお願いします。

#### (4 その他)

会長： その他についてをお願いします。

事務局： 下水道事業についてご説明申し上げます。

参考資料No.2をご覧ください。

本町の下水道事業は、愛知県が進めている新川東部流域下水道計画の中に位置付けられており、隣接する北名古屋市とともに、流域関連公共下水道事業として実施しています。

豊山町の下水道計画区域は、市街化区域とその周辺で一体的に整備することが望ましい区域である390haとしております。

ピンク色で着色してあります区域が、本町の下水道計画区域です。

現在、市街化区域・市街化調整区域の見直し作業を行っておりますが、この作業に合わせて、下水道計画区域及び都市計画決定区域の変更について作業を進めております。

都市計画決定につきましては、現在黒色点線で示してあります市街化区域349haを排水区域として定めておりますが、青色で着色してあります松ノ木島地区3.4ha、林先地区11.5haを市街化区域に編入しますので、これに合わせて排水区域の変更を行う予定です。

また、下水道計画区域については、市街化区域に編入する区域を加え、約400haに変更する予定です。

今後、県との調整を行いながら、都市計画の変更手続きを進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上で下水道事業についての説明とさせていただきます。

会長： ありがとうございました。

会社： どうもありがとうございました。最後に町長より一言ご挨拶をさせていただきます。

#### (町長閉会のあいさつ)

町長： 本日は、熱心なご審議誠にありがとうございました。

町もなかなか腰が振れない場面もあるとは思いますが、町民の皆様のご協力を頂き、魅力ある豊山町の実現に向け努力していきたいと考えております。

本日、ご論議いただきました内容につきましては、検討を続けて参りますので今後ともよろしくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

司 会： ありがとうございます。これをもちまして審議会を終了させていただきます。委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。

(閉会)

上記のとおり平成21年度第2回豊山町都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

平成22年1月28日

会 長 池 山 武 志

署名人 高 桑 峯 夫